

# 御殿場市バリアフリー特定事業計画書

平成26年3月

令和2年9月（改訂）

令和8年3月（改訂）

御殿場市役所 都市計画課

# 御殿場市バリアフリー特定事業計画書

## 目次

---

1. 特定事業計画の策定にあたって.....	1
2. 旧特定事業計画の検証・評価について.....	2
3. 新特定事業計画の策定について.....	6
4. 道路特定事業計画.....	10
5. 路外駐車場特定事業計画.....	27
6. 都市公園特定事業計画.....	28
7. 建築物特定事業計画.....	32
8. その他の事業計画.....	38
9. トイレ設備の配置について.....	41
10. 特定事業計画の推進.....	42

## 1. 特定事業計画の策定にあたって

### 1-1 御殿場市バリアフリー基本構想の概要

バリアフリー基本構想とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、高齢者・障がい者等が利用する施設が集積する地区を「重点整備地区」として設定し、その地区内における駅や道路、公園、不特定多数の方が利用する建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容などを定めるものです。

平成 25 年 3 月に策定された御殿場市のバリアフリー基本構想では、JR 御殿場駅を中心とした市役所等の主要な公共施設を含む約 280ha の区域を重点整備地区とし、バリアフリー化を図る施設（生活関連施設）、生活関連経路、特定事業等を定めました。

また、「すべての人の安全・安心を実現するまち」をバリアフリー基本構想の将来像に掲げ、将来像の実現に向けてバリアフリー化を実施するものとしています。

### 1-2 特定事業計画とは

基本構想に示した特定事業については、特定事業計画を策定し、これに基づいて事業を実施することが法で規定されています（バリアフリー法第 28 条から第 36 条の 2）。御殿場市では、平成 26 年に特定事業計画を策定後、令和 2 年に改訂（以下、「旧特定事業計画」という。）し、バリアフリー法に従い、事業の内容や実施予定期間等について定め、事業を進めています。

### 1-3 計画見直しの背景・目的

旧特定事業計画では、整備目標時期を令和 7 年度と定めており、計画期間が終了するため、新たな計画を策定するものです。

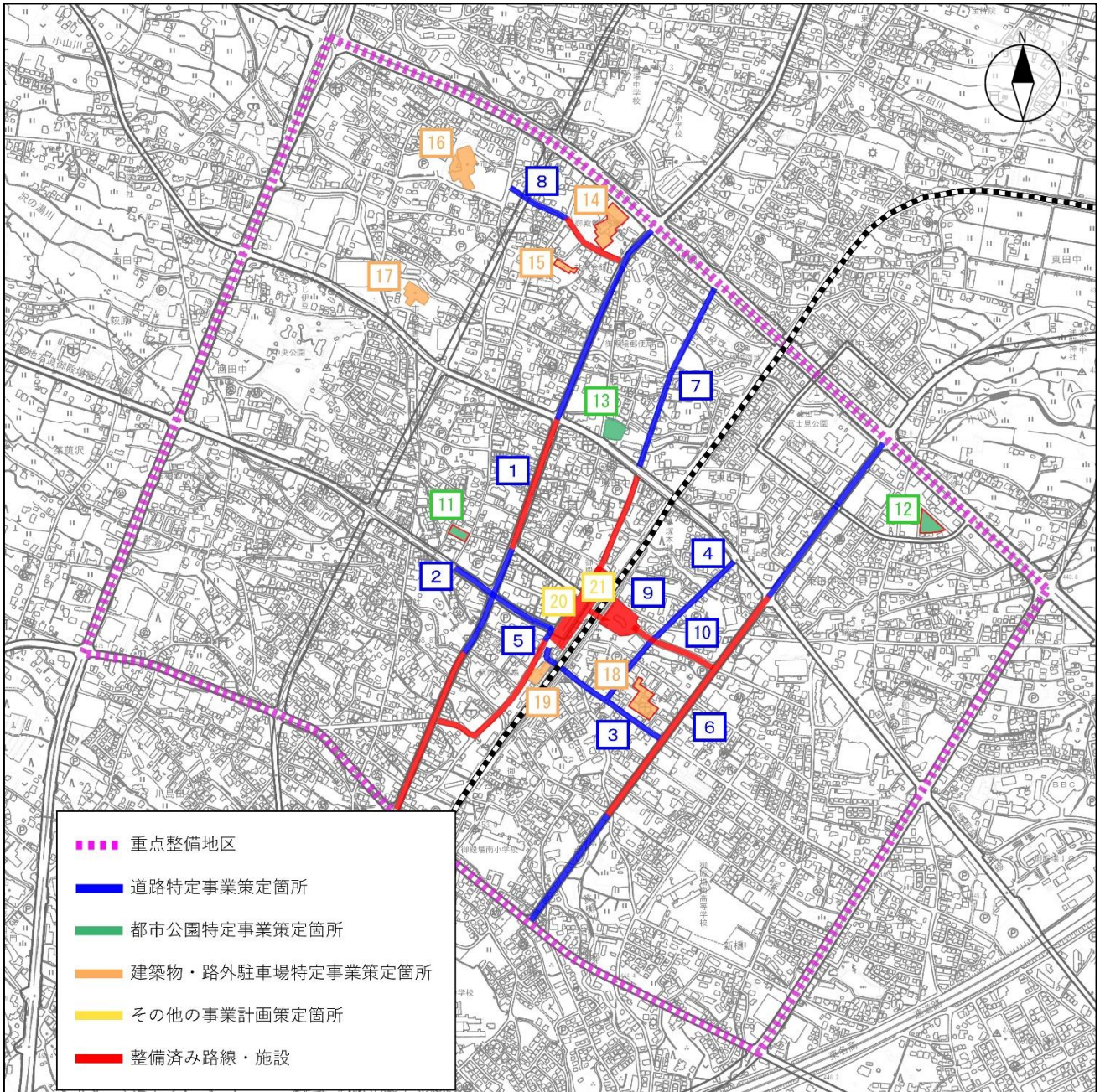
また、旧特定事業計画の策定以降、御殿場駅周辺整備の進展等、状況の変化がみられます。事業が完了したもの、あるいは実施中のもの等、それぞれの進捗状況に差がありますが、これらの実績を踏まえ、検証・評価を行うことで、着実なバリアフリー化の推進を図ります。

## 2. 旧特定事業計画の検証・評価について

### 2-1 旧特定事業計画の対象箇所

旧特定事業計画の対象箇所は以下の通りです。

■旧特定事業計画対象箇所図



2-2 事業計画別整備実績  
令和3年度から令和7年度の整備実績

進捗状況	No.	施設・経路名	管理者		延長 (m)	事業費 (百万円)	備考
完了	1	県道沼津小山線	静岡県	計画	500	50	【整備実績 R7完了】 道路構造の改良外
				実績	500	78	
				達成率	100%	-	
	17	御殿場市立図書館	御殿場市 (社会教育課)	計画	-	-	※算定不可 令和8年夏に移転予定。新館計画に織り込み済み。
				実績	-	-	
				達成率	- ※	-	
実施中	2	県道御殿場停車場線 県道沼津小山線	静岡県	計画	580	4,920	歩道空間の確保、道路構造の改良等の整備を順次進めている。
				実績	0	2,189	
				達成率	0%	-	
	4	市道1649号線	御殿場市 (まちづくり推進課)	計画	660	160	【整備完了箇所】 箱根乙女口線交差点～0218号線交差点 富士山口駅前広場～駅南ガード
				実績	270	102	
				達成率	41%	-	
	6-1	都市計画道路新橋深沢線 (はなみずき通り)	御殿場市 (管理維持課)	計画	450	40	店舗敷地と歩道部の段差解消は完了済。 横断歩道接続部の視覚障がい者誘導ブロックの改良・補修は完了済。
				実績	0	0	
				達成率	0%	-	
	6-2	都市計画道路新橋深沢線 (3工区)	御殿場市 (まちづくり推進課)	計画	300	1,500	河川の付け替え、橋梁設置工事後の整備となるため時間を要する。
				実績	0	545	
				達成率	0%	-	
7	市道0216号線	御殿場市 (道路河川課)	計画	480	350	順次用地買収等を行い、整備を進めている。	
			実績	50	17		
			達成率	10%	-		
19	御殿場市営駅南駐車場	御殿場市 (商工振興課)	計画	-	-	※算定不可 通路の確保は実施済。水洗器具(オストメイト)の設置は令和8年度以降実施予定。	
			実績	-	-		
			達成率	- ※	-		
未着手	3	市道0218号線	御殿場市 (まちづくり推進課)	計画	140	58	【未着手の要因】 市道1649号線整備完了後、着手予定。
				実績	0	0	
				達成率	0%	-	
	5	市道4242号線	御殿場市 (まちづくり推進課)	計画	20	3	【未着手の要因】 県道御殿場停車場線の整備に合わせて事業実施予定。
				実績	0	0	
				達成率	0%	-	
	8	市道1453号線	御殿場市 (道路河川課)	計画	150	100	【未着手の要因】 事業着手が令和8年度以降の計画のため。
				実績	0	0	
				達成率	0%	-	
	13	馬車道公園	御殿場市 (公園緑地課)	計画	0	20	【未着手の要因】 老朽化に対して改修済みのため令和13年度以降で対応予定。
				実績	0	0	
				達成率	0%	-	
16	御殿場市民会館	御殿場市 (社会教育課)	計画	-	-	※算定不可 改築計画と合わせて検討予定。	
			実績	-	-		
			達成率	- ※	-		

## 完了済・維持管理を実施している特定事業

進捗状況	No.	施設・経路名	管理者		延長 (m)	事業費 (百万円)	備考
完了済 維持管理	9	箱根乙女口広場	御殿場市 (まちづくり推進課)	計画	4,900㎡	-	【整備実績 R1完了】 道路構造の改良、視覚障がい者用ブロックの敷設・改良 外
				実績	4,900㎡	-	
				達成率	100%	-	
	10	箱根乙女口線	御殿場市 (まちづくり推進課)	計画	190	-	【整備実績 R1完了】 道路の新設、視覚障がい者用ブロックの敷設・改良 外
				実績	190	-	
				達成率	100%	-	
	11	新橋公園	御殿場市 (公園緑地課)	計画	-	-	【整備実績 H26完了】 広場出入口の段差の解消
				実績	-	-	
				達成率	100%	-	
	12	鮎沢公園	御殿場市 (公園緑地課)	計画	-	-	【整備実績 H27完了】 スロープの設置
				実績	-	-	
				達成率	100%	-	
14	御殿場市役所	御殿場市 (管財課)	計画	-	-	【整備実績 H30完了】 障がい者等用の駐車スペースの設置、スロープの改善、福祉サービスゾーンの設置 外	
			実績	-	-		
			達成率	100%	-		
15	林業会館	御殿場市 (御殿場地域振興センター)	計画	-	-	【整備実績 R1完了】 階段スロープの終始端、踊り場に点状ブロックの設置	
			実績	-	-		
			達成率	100%	-		
18	富士病院	富士病院	計画	-	-	【整備実績 H26完了】 通路の平坦化、多機能トイレの設置、障がい者等用のエレベーター・駐車場の設置 外	
			実績	-	-		
			達成率	100%	-		
20	富士山口駅前広場	御殿場市 (まちづくり推進課)	計画	8,000㎡	-	【整備実績 H30完了】 視覚障がい者誘導用ブロックの点検・改修、エレベーターの案内サインの設置	
			実績	8,000㎡	-		
			達成率	100%	-		
21	御殿場駅東西自由通路	御殿場市 (まちづくり推進課)	計画	100	-	【整備実績 R2完了】 視覚障がい者誘導用ブロックの点検・改修、階段のバリアフリー化	
			実績	100	-		
			達成率	100%	-		

### 2-3 検証と評価について

旧特定事業計画の対象箇所については、着実に事業進捗が図られています。事業種別にみると、公園や建築物の整備率が高く、利用者の利便性や安全性の向上が図られています。一方で、事業の数が多い道路事業に関しては、他事業との調整などの理由から、完了・完了済事業は3路線にとどまり、5路線が実施中、3路線が未着手の状況です。

不特定多数の方が集まるJR御殿場駅や市役所など公共公益施設、医療施設などは整備が進んでいるものの、施設を繋ぐ道路については、整備されていない箇所も見受けられることから、連続したバリアフリー環境の形成に向けて、効果的な事業の推進が必要になります。

重点整備地区内は、すでに密集した市街地が形成されていることから、道路の拡幅等の整備内容によっては時間と費用を要することも考えられます。このような実施箇所を次期計画に位置付ける際は、機能や効果など十分考慮し、管理者と調整した上で、暫定的な整備等を含めた実効性のある整備内容としていきます。また、事業が完了した箇所についても必要に応じて継続的な維持管理に努めていきます。

■箱根乙女口広場

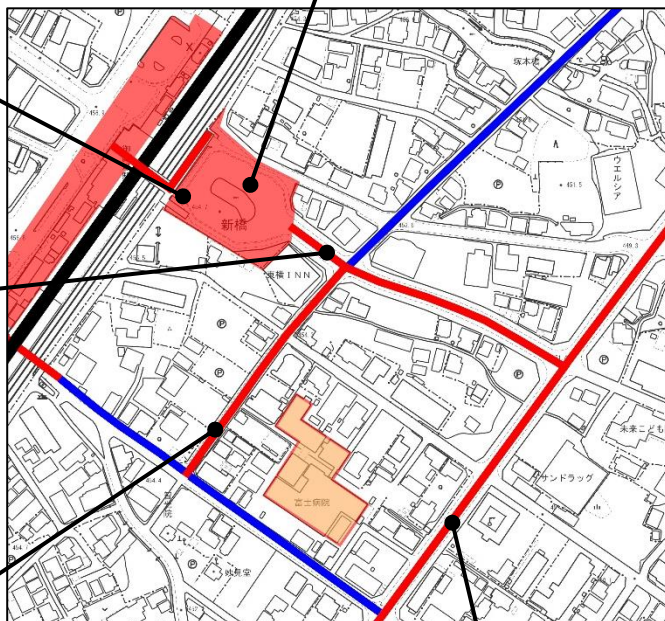
バリアフリーストイル・エレベーター



■箱根乙女口広場



■箱根乙女口線



■市道 1649 号線



■都市計画道路新橋深沢線



### 3. 新特定事業計画の策定について

#### 3-1 特定事業計画への位置付けの考え方

- ① 基本構想にて特定事業等として位置付けられているもの。
- ② 整備済み特定事業と連続性が保てる生活関連経路・施設であるもの。
- ③ 生活関連施設の中で、高齢者・障がい者等が特に利用する施設（公共公益施設、病院）まで JR 御殿場駅から連続性が保てる、生活関連経路であるもの。
- ④ 法令で定められた歩道の基準を満たさないが、歩道の形態で整備されている路線より、歩道が整備されていない路線を優先する。

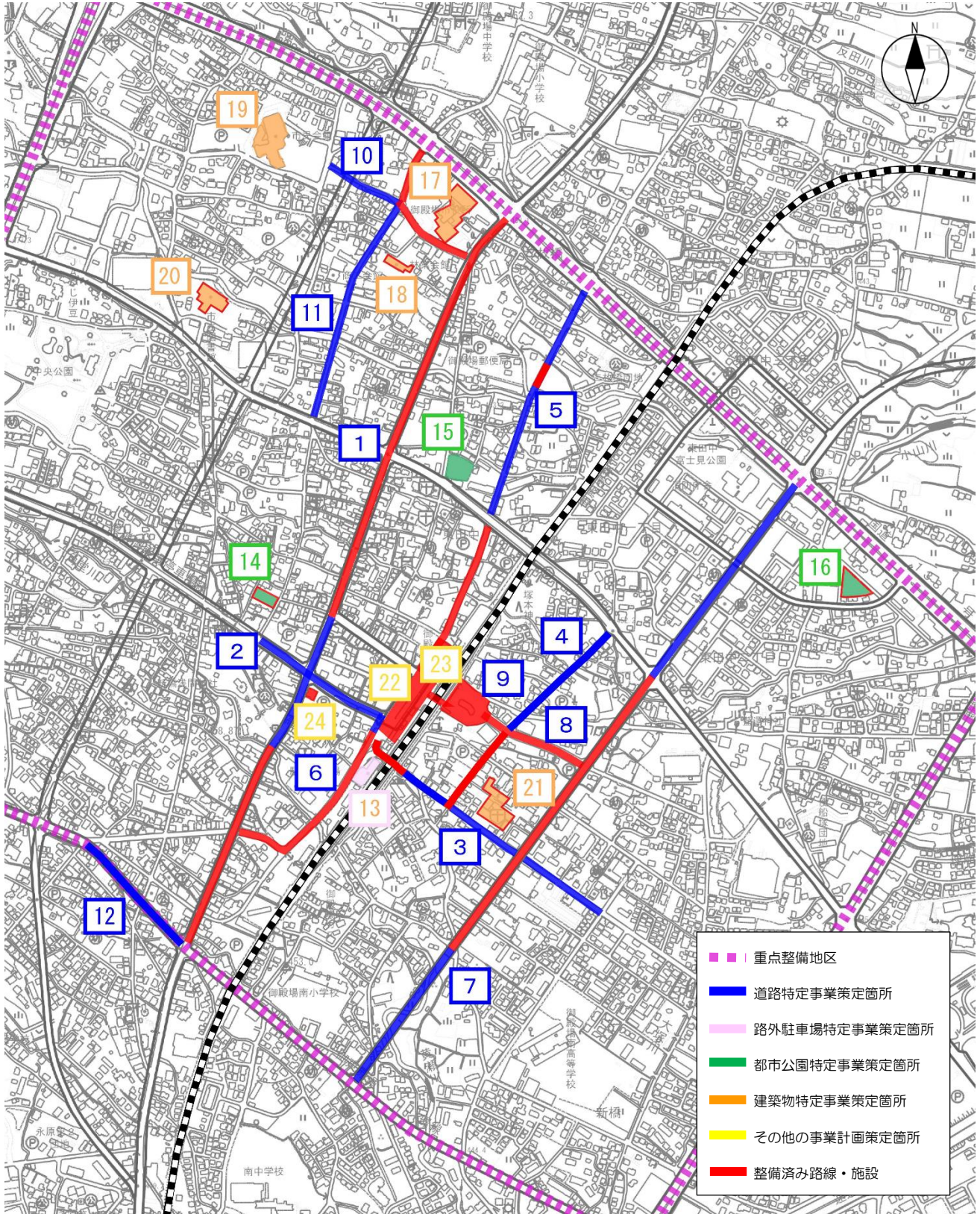
#### 3-2 新特定事業計画の整備対象箇所

新特定事業計画の整備対象箇所は以下の通りです。また、整備目標時期は令和12年度に設定します。

1	県道沼津小山線
2	県道御殿場停車場線・県道沼津小山線
3	市道 0218 号線（区間延長）
4	市道 1649 号線
5	市道 0216 号線
6	市道 4242 号線
7	都市計画道路新橋深沢線
8	箱根乙女口線
9	箱根乙女口広場
10	市道 1453 号線
11	市道 1456 号線（新規追加）
12	都市計画道路御東原循環線（新規追加）
13	御殿場市営駅南駐車場
14	新橋公園
15	馬車道公園
16	鮎沢公園
17	御殿場市役所
18	林業会館
19	御殿場市民会館
20	御殿場市立図書館
21	富士病院
22	富士山口駅前広場
23	御殿場駅東西自由通路
24	富士山市民のサロン けやきかん（新規追加）

※網掛けは完了済・維持管理を行っている特定事業

■特定事業計画整備対象箇所図



### 3-3 移動等円滑化に関する整備方針

特定事業の実施に際しては、移動等円滑化に関する基準や条例等を遵守して整備を行うこととします。

また、基本構想で定めた「整備方針」や、ガイドライン等に留意して事業を進めるよう、各事業の担当者への周知を徹底します。

#### ■本特定事業計画に関わる主な基準等

	項目	名称	所管等
移動等円滑化基準	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）	国土交通省 平成 18 年 12 月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令	国土交通省 平成 18 年 12 月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省 平成 18 年 12 月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省 平成 18 年 12 月
都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省 平成 18 年 12 月	
条例等	共通	静岡県福祉のまちづくり条例	静岡県 平成 8 年 4 月
	道路	御殿場市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則	御殿場市 平成 25 年 3 月
	都市公園	御殿場市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則	御殿場市 平成 24 年 12 月
移動等円滑化ガイドライン等	共通	知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント	国土交通省 平成 21 年
		平成 18 年にバリアフリー法が施行されるまでの整備基準等では身体障がい者に対応するものが中心であったため、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって有効な整備基準のポイントを改めて抽出し、整理したもの。	
	道路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン 改訂版	国土交通省 令和 6 年 1 月
		道路施設等を新設、改築及び管理する際に、バリアフリー法や道路移動等円滑化基準に加えて、高齢者、障がい者等をはじめとした全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間のあり方について示したもの。	
建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 改訂版	国土交通省 令和 7 年 5 月	
	全ての人に使いやすい建築物整備にあたり、建築主、設計者に適切な設計情報を提供するとともに、高齢者や障がい者等の設計配慮に対して具体的な考え方及びその手法を示したもの。		
都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂版	国土交通省 令和 4 年 3 月	
多様な利用者のニーズに応え、全ての利用者がより円滑に利用できるように、公園設備の整備を行う際の考え方を示したもの。			

## 【参考】「知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人のための施設整備のポイント」

平成 18 年に施行されたバリアフリー法では、身体障がい者のみならず、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者を含む、全ての障がい者が対象となることが明確化されましたが、これまでの施設の整備基準等は、車いす対応としての段差解消や、視覚障害者誘導用ブロックなど、身体障がい者に対応するものが中心でした。

そこで、整備基準等について知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人にとっても有効なものを抽出し、安全性、利便性、快適性の向上の面でどのように有効なのかというポイント（新たな意味づけ）を整理しています。

以下に、本特定事業計画に関わる主なポイントを挙げます。

### ●歩車道の分離

・興味があるものに反応して急に飛び出してしまう人や、車が近くを走行することに敏感な人もいるため、歩道と車道が植樹帯や柵等で分離されていることは有効である。

### ●自転車の通行

・歩道を通行する自転車の強引な追い抜きに驚いてパニックになったり、すれ違い時に恐怖を感じたり、うまくよけられずに接触する危険があるため、自転車が通行する部分を明確に区分することは有効である。

### ●視覚障がい者誘導用ブロック

・ブロックをよりどころとして歩くことで不安が軽減されることもあるため、ブロックの敷設は有効である。

### ●路上障害物の排除

・狭い場所でのすれ違いが怖かったり、自転車の強引な追い抜きや接触が怖い人がいることから、十分な幅員の確保のための路上障害物の排除は有効である。

### ●エレベーター

・閉鎖的な空間が苦手だったり、外の様子が見えることで降り場等を認知しやすくなることがあり、エレベーターの出入口の戸へのガラス窓の設置は有効である。

・複雑な操作が難しかったり、文字情報を読み取りにくい人などがいるため、操作しやすくわかりやすいボタンや音声による案内は有効である。

### ●トイレ

・パターン化した行動をとる人や誤った場所に入ったことでパニックになったりする人もいるため、出入口に男女別表示をわかりやすく表示したり、特に制約がない状況や同一建物内においてはトイレの男女別の配置を統一することが有効である。

・臨機応変な対応が苦手で、トイレによって異なる様々な形式のボタンや、使い方が複雑なボタンは使いづらい人もいるため、JIS S0026 の規格によることが有効である。

### ●サイン・表示

・動線の分岐点など効果的なポイントへのサインの設置は、目的地までの経路の情報等を得やすくするために有効である。

・信号の待ち時間、列に並ぶライン、緊急連絡場所などの表示は有効である。

・見やすい位置や高さ、向きに掲示したサインは、情報の得やすさを向上するうえで有効である。

・漢字だけでなく、ひらがな併記やピクトグラムのは活用は有効である。

・統一されたデザイン表示は有効である。

## 4. 道路特定事業計画

道路のバリアフリー化の実施にあたっては、基本構想に定めた整備方針に基づいて「静岡県福祉のまちづくり条例」及び「御殿場市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則（以下、「規則」という。）」等を遵守するとともに、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント」に留意し、事業を推進していきます。

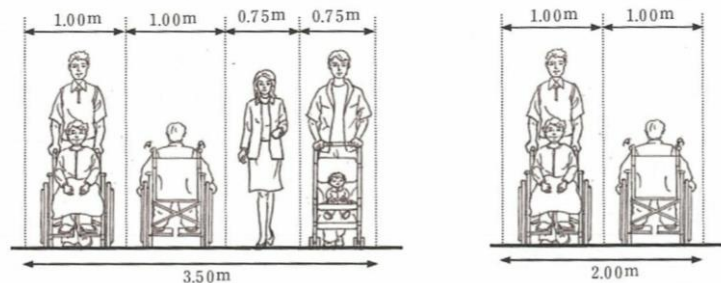
【道路整備の主な基準について】 ※「規則」及び「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」より

### ■歩道空間の確保

#### 幅員

車いす使用者がいつでもすれ違える幅員を確保します（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない）。

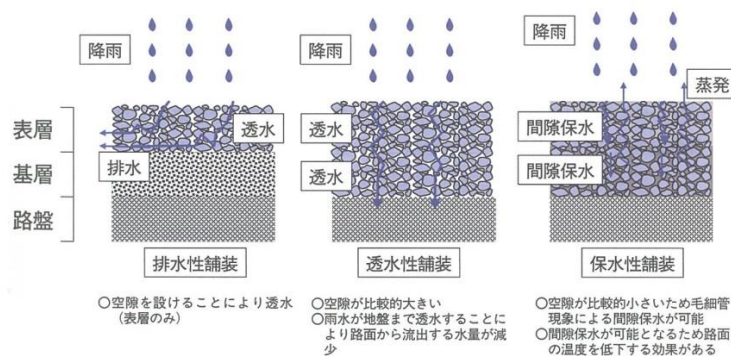
- ・歩行者交通量の多い道路 ⇒ **3.5m 以上**
- ・その他の道路 ⇒ **2m 以上**



### ■道路構造の改良

#### 舗装

- ・雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とします。
- ・平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとします。



#### 勾配

- ・歩道等の縦断勾配は **4%以下**とします（市道以外は5%以下）。  
⇒ただし、車道の縦断勾配が急な場合や、地下埋設物等の影響等の問題により規定の勾配での擦り付けが困難な場合等、やむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。
- ・歩道等の横断勾配は **1%以下**とします。  
⇒ただし、縦断勾配と同様の場合、または地形の状況、透水性舗装を適用しない場合、曲線部等においては2%以下とすることができる。

#### 縁石

- ・縁石の車道等に対する高さは **15cm以上**とします。

## 歩道の高さ

- 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、**5cm**を標準とします。  
⇒その他、状況に応じて歩道の高さを設定する。
  - バス停を設ける場合。
  - 民地の高さとの調整が困難な場合。
  - 車両乗り入れ部がなく、歩道の波打ちが発生しない場合。

## 横断歩道に接続する歩道等の部分

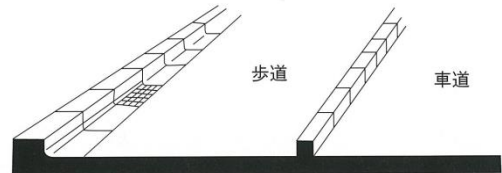
- 横断歩道に接続する歩道等の**縁端の段差は、2cm**を標準とする。
- 望ましい構造の一例としては、**縁端高さ1cm**—**背面高さ3cm**—表面勾配10%（点状ブロック付き）が考えられます。



## 歩道構造形式

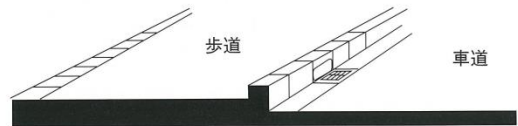
### 【フラット】

- 歩道等面と車道等面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する歩道構造。



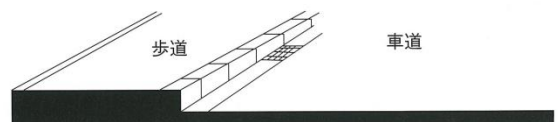
### 【セミフラット】

- 歩道等面が車道等面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高い歩道構造。

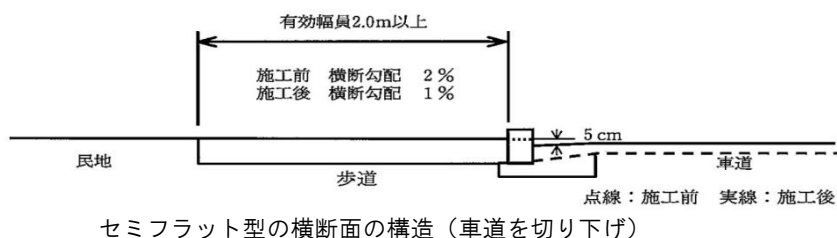
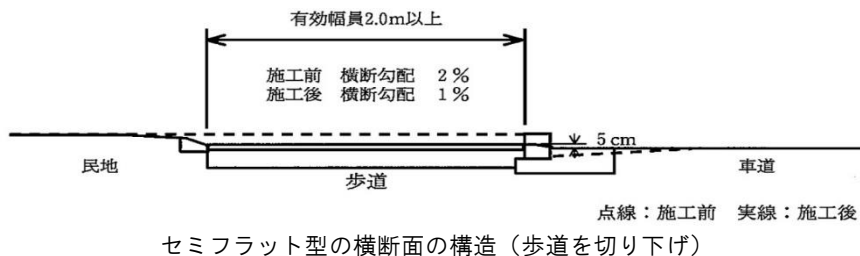


### 【マウントアップ】

- 歩道等面と縁石天端の高さが同一である歩道構造。

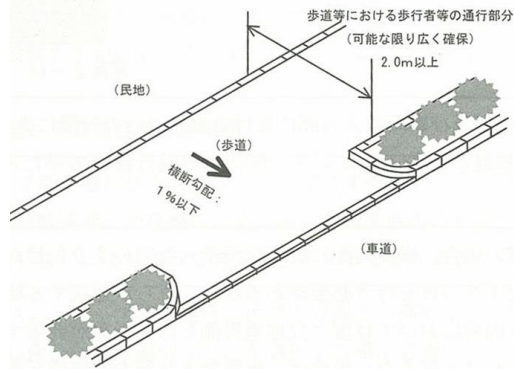


※ 望ましい例 セミフラット型（歩道高さ5cmを標準）による歩道の整備



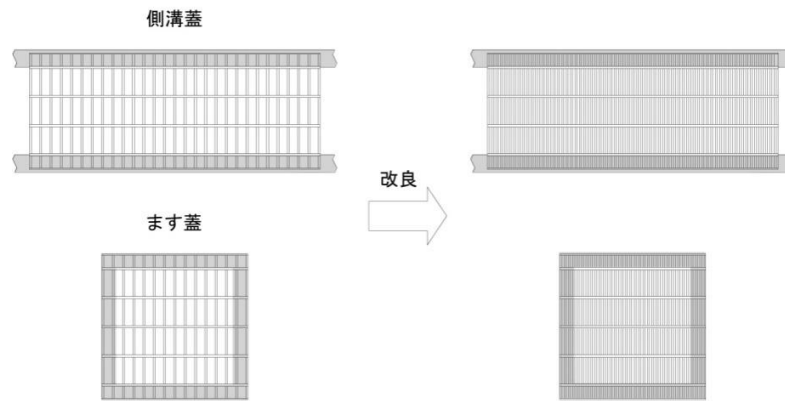
## 車両乗り入れ部

- 勾配部分を除く平坦部（横断勾配1%以下の部分）の幅員を**2m以上**とします。



## 排水施設の設置

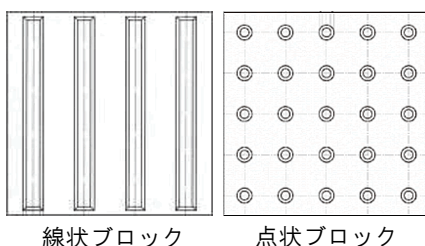
- 横断歩道部等において、歩道等面が低いために強雨時に水の溜まる恐れが生ずる箇所では、横断歩道上に雨水が滞ることが無いよう横断歩道の外側の適切な位置に雨水ます等を設けることが望ましい。
- 横断歩道内の設置を避けます。
- 側溝蓋（グレーチング）は目が細かく、滑り止め対策等を施します。



## ■視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良

### 視覚障がい者誘導用ブロック

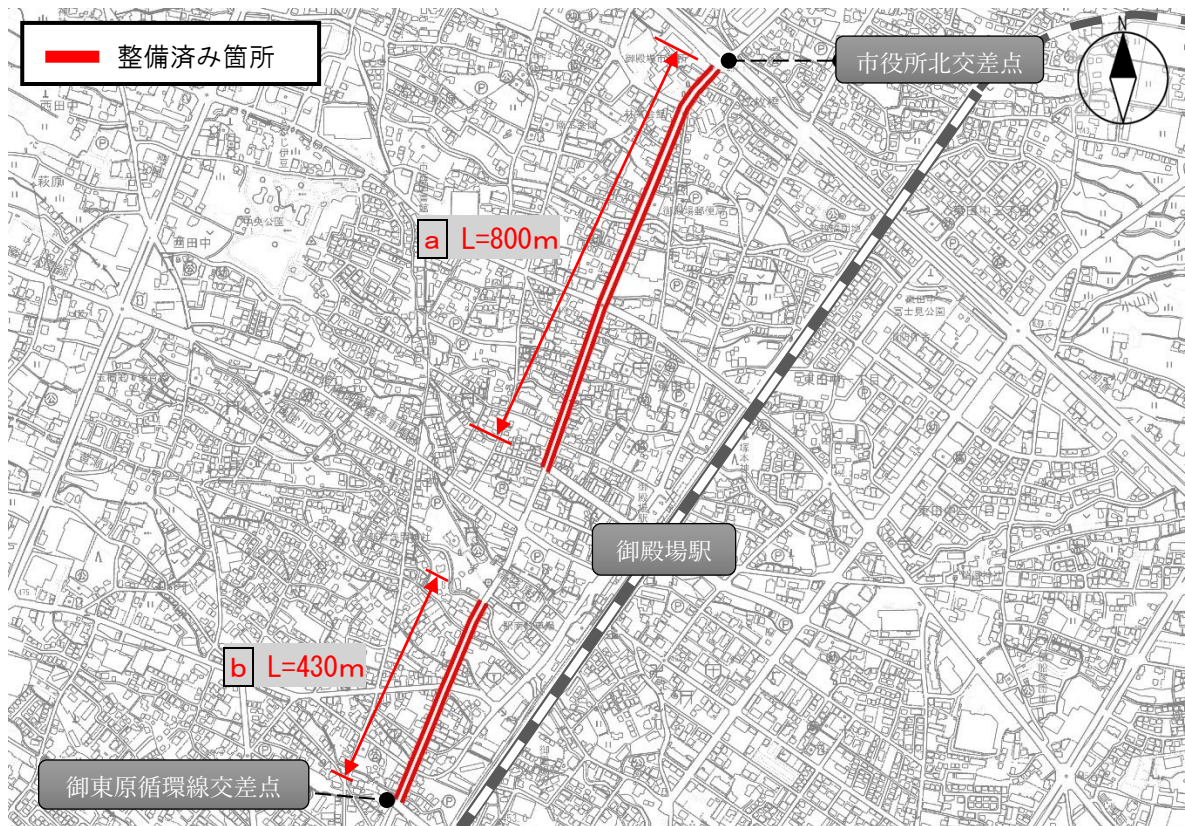
- 視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とします。
- 形状・寸法についてはJIS T 9251に合わせたものとします（下図）。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの材料は十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いるものとします。



■視覚障がい者誘導用ブロック敷設イメージ

1	県道沼津小山線	延長	1,230m	概算事業費	—				
整備区間	市役所北交差点～御東原循環線交差点			管理者	静岡県				
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)							
		済	8	9	10	11	12	13以降	
道路構造の改良									
	誰もが通行に支障のない道路側溝	2,460m	完了済						
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良									
	横断歩道接続部等における部分設置(新設)	必要箇所	完了済						
その他									
	歩行障害物の移設又は撤去	必要箇所	完了済						
	適切な維持管理			←—————→					
事業実施に際し配慮すべき重要事項									

事業計画図





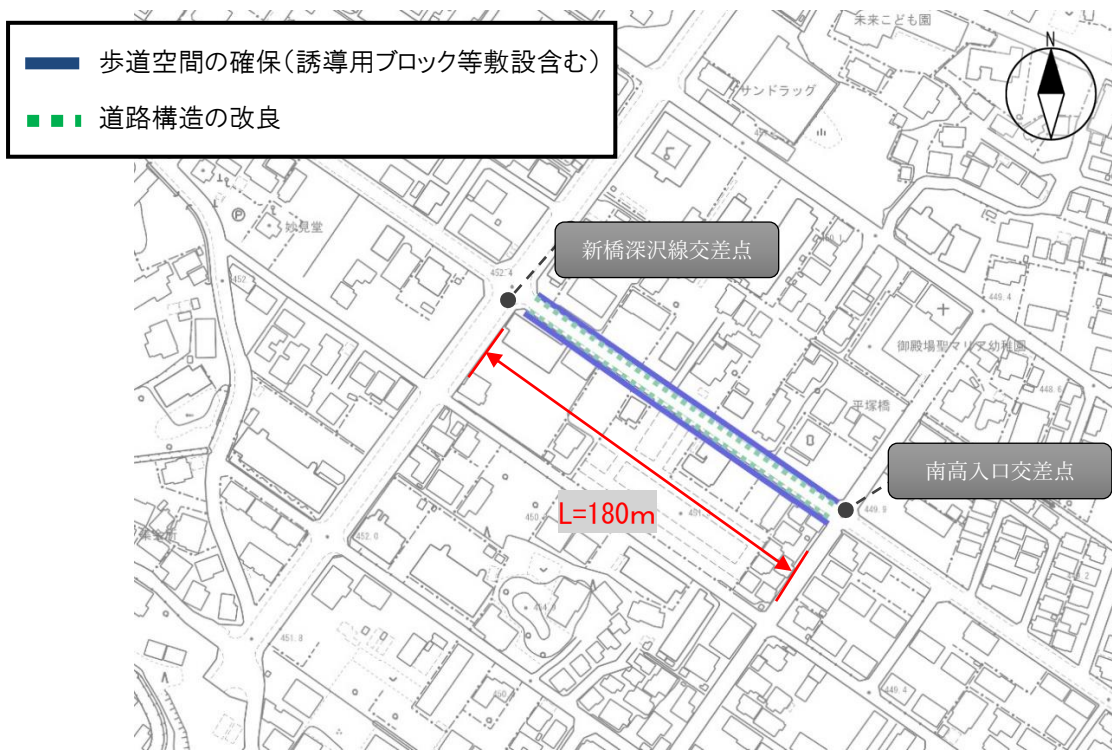
3-1	市道 0218 号線	延長	140m	概算事業費	58 百万円	
整備区間	新橋 1710-1 番地先～新橋深沢線交差点			管理者	御殿場市	
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)				
		8	9	10	11	12
歩道空間の確保						
	歩道整備(幅員 2.0m)	280m				←
道路構造の改良						
	セミフラット型の歩道整備	280m				←
	滑りにくく、水はけの良い舗装	280m				←
	緩やかな歩道勾配	280m				←
	縁石による歩車分離	280m				←
	誰もが通行に支障のない道路側溝	280m				←
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良						
	誘導用ブロック等の敷設	280m				←
その他						
	路肩の自転車道としての整備検討					
事業実施に際し配慮すべき重要事項						
市道 1649 号線整備完成後、着手予定。						

事業計画図



3—2	市道 0218 号線	延長	180m	概算事業費	80 百万円	
整備区間	新橋深沢線交差点～南高入口交差点			管理者	御殿場市	
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)				
		8	9	10	11	12
歩道空間の確保						
	歩道整備(幅員 2.0m)	360m				←
道路構造の改良						
	セミフラット型の歩道整備	360m				←
	滑りにくく、水はけの良い舗装	360m				←
	緩やかな歩道勾配	360m				←
	縁石による歩車分離	360m				←
	誰もが通行に支障のない道路側溝	360m				←
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良						
	誘導用ブロック等の敷設	360m				←
その他						
	路肩の自転車道としての整備検討					
事業実施に際し配慮すべき重要事項						
県立高校再編計画により歩行者の増加が見込まれることから整備を検討する。						

事業計画図







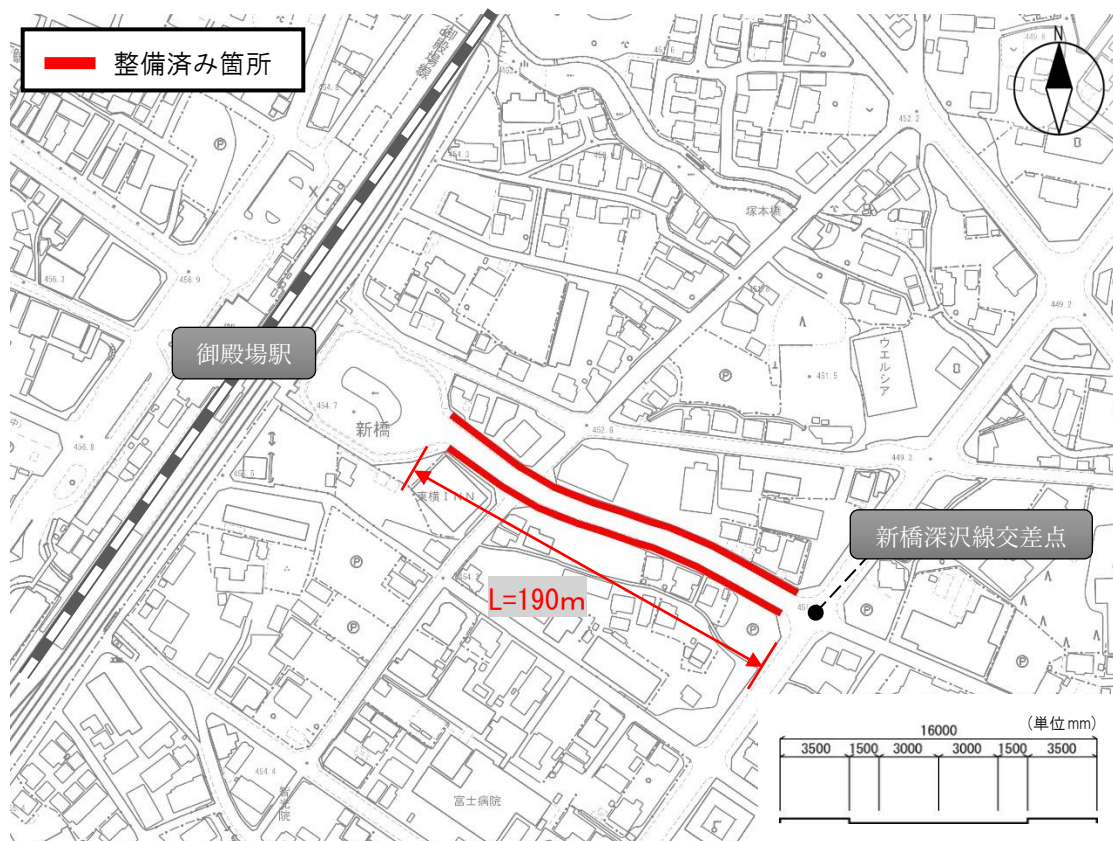






8	箱根乙女口線	延長	190m	概算事業費	—		
整備区間	箱根乙女口広場～新橋深沢線交差点			管理者	御殿場市		
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)					
		済	8	9	10	11	12
道路の拡幅							
	自歩道整備(幅員 3.5m)	380m	完了済				
	セミフラット型の歩道整備	380m	完了済				
	滑りにくく、水はけの良い舗装	380m	完了済				
	縁石による歩車分離	380m	完了済				
	誰もが通行に支障のない道路側溝	380m	完了済				
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良							
	誘導用ブロックの敷設	380m	完了済				
その他							
	無電柱化	380m	完了済				
	適切な維持管理			←—————→			
事業実施に際し配慮すべき重要事項							
事業完了につき、今後は適切な維持管理を実施。							

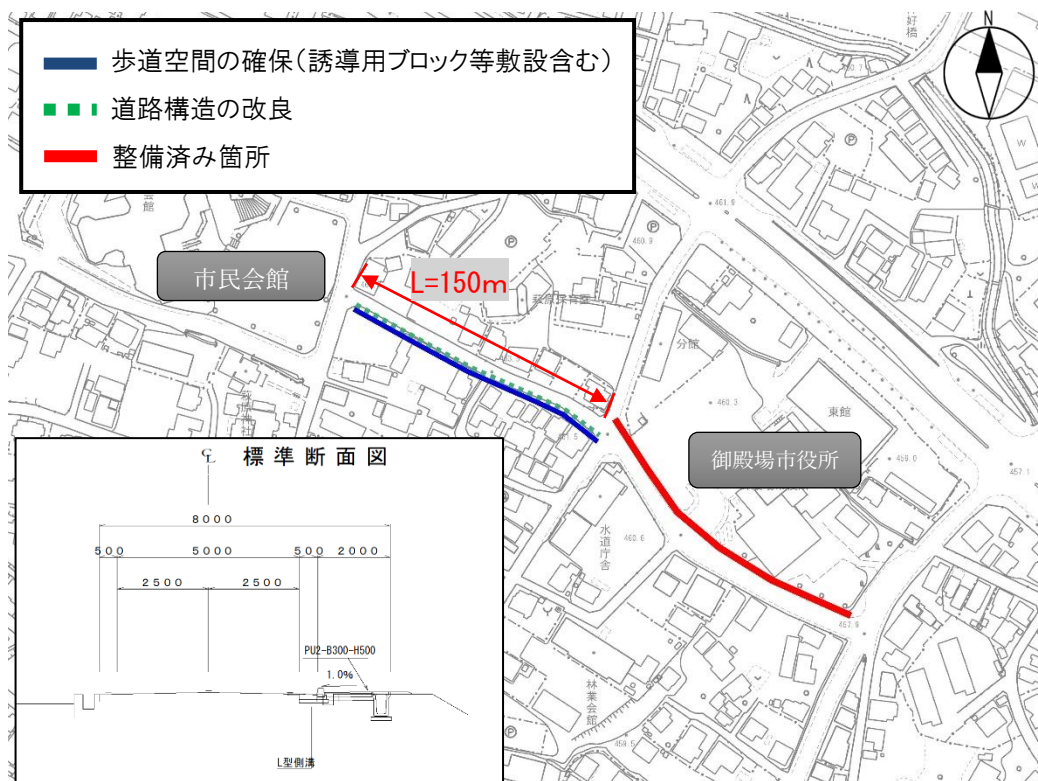
事業計画図



9	箱根乙女口広場	延長	4,900 m <sup>2</sup>	概算事業費	—			
整備区間	御殿場駅箱根乙女口広場			管理者	御殿場市			
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)					
			済	8	9	10	11	12
道路構造の改良								
セミフラット型の歩道整備		200m	完了済					
滑りにくく、水はけの良い舗装		200m	完了済					
縁石による歩車分離		200m	完了済					
誰もが通行に支障のない道路側溝		200m	完了済					
バス乗降場における道路構造への配慮		5箇所	完了済					
タクシー乗降場における道路構造への配慮		2箇所	完了済					
障がい者用の停車スペースの設置		1箇所	完了済					
障がい者用の停車スペースにおける道路構造への配慮		1箇所	完了済					
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良								
横断歩道部における部分敷設		1箇所	完了済					
誘導用ブロックの敷設		200m	完了済					
その他								
無電柱化		200m	完了済					
ベンチ等休憩施設の設置		必要箇所	完了済					
駅前広場から駅舎までのエレベーターの改善		1箇所	完了済					
緑化や親水空間などの景観施設を整備		必要箇所	完了済					
適切な維持管理				←—————→				
事業実施に際し配慮すべき重要事項								
事業完了後は、適切な維持管理を実施する。								
事業計画図								

10	市道 1453 号線	延長	150m	概算事業費	100 百万円	
整備区間	御殿場市役所～市民会館			管理者	御殿場市	
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)				
		8	9	10	11	12
歩道空間の確保						
拡幅による歩道整備	150m					←
道路構造の改良						
セミフラット型の歩道整備	150m					←
滑りにくく、水はけの良い舗装	150m					←
緩やかな歩道勾配	150m					←
縁石による歩車分離	150m					←
誰もが通行に支障のない道路側溝	150m					←
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良						
誘導用ブロック等の敷設	必要箇所					←
その他						
事業実施に際し配慮すべき重要事項						
用地買収や物件移転等に伴い、地権者等の合意に相当な期間を要する恐れがある。						

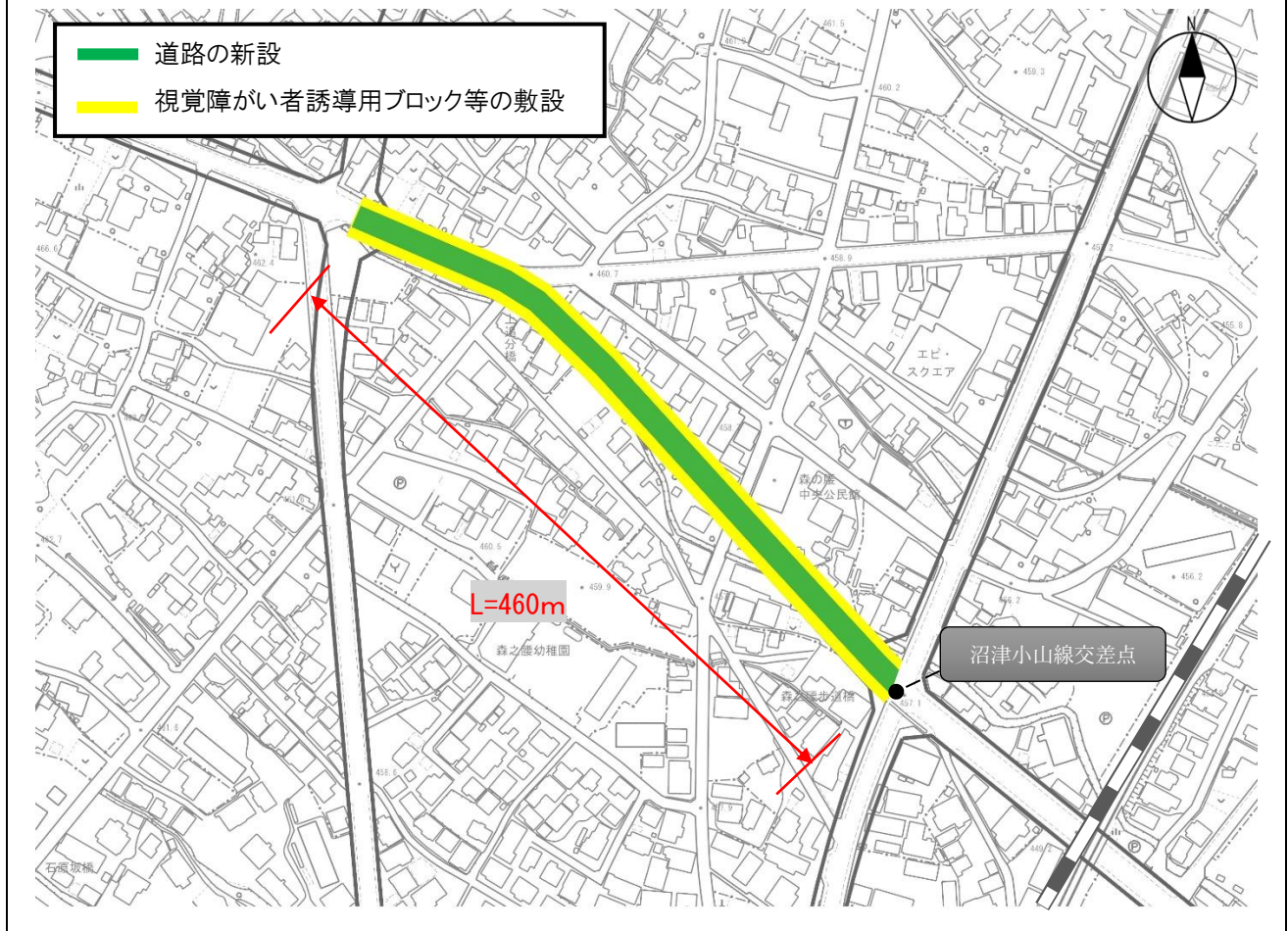
事業計画図





12	都市計画道路御東原循環線	延長	460m	概算事業費	2950 百万円	
整備区間	沼津小山線交差点～川島田 430-12 番地先			管理者	御殿場市	
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)				
		8	9	10	11	12
歩道空間の確保						
歩道整備(幅員 3.5m)	920m					←
セミフラット型の歩道整備	920m					←
滑りにくく、水はけの良い舗装	920m					←
縁石による歩車分離	920m					←
誰もが通行に支障のない道路側溝	920m					←
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良						
誘導用ブロック等の敷設	920m					←
その他						
事業実施に際し配慮すべき重要事項						

事業計画図



## 5. 路外駐車場特定事業計画

路外駐車場のバリアフリー化の実施にあたっては、誰もが利用しやすい駐車場となるよう、高齢者や障がい者等の支障となる箇所のバリアフリー化を推進します。特に、駐車スペースに至るまでの空間におけるバリアフリー化に配慮します。

13	市営駅南駐車場	管理者	御殿場市	概算事業費			
所在地	御殿場市新橋 1848-6						
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)					
		8	9	10	11	12	13以降
トイレ							
水洗器具(オストメイト対応)の設置を検討	必要箇所	←→					
通路							
車いす使用者が通る経路において、十分な幅の確保するため、通行の妨げとなる物の移設または撤去		←→					
エレベーターに音声案内装置を設置	完了済						
階段に手すりを設置	完了済						
事業実施に際し配慮すべき重要事項							
御殿場市公共建築物個別計画(長寿命化改修)に合わせ、令和8年度に老朽度調査、令和9年度に実施設計を行い、設置を検討する。 現時点での事業費は未定。							
事業計画図							

## 6. 都市公園特定事業計画

都市公園のバリアフリー化の実施にあたっては、基本構想に定めた整備方針に基づいて「御殿場市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則」（以下、「規則」という。）等を遵守するとともに、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に留意し、事業を推進していきます。

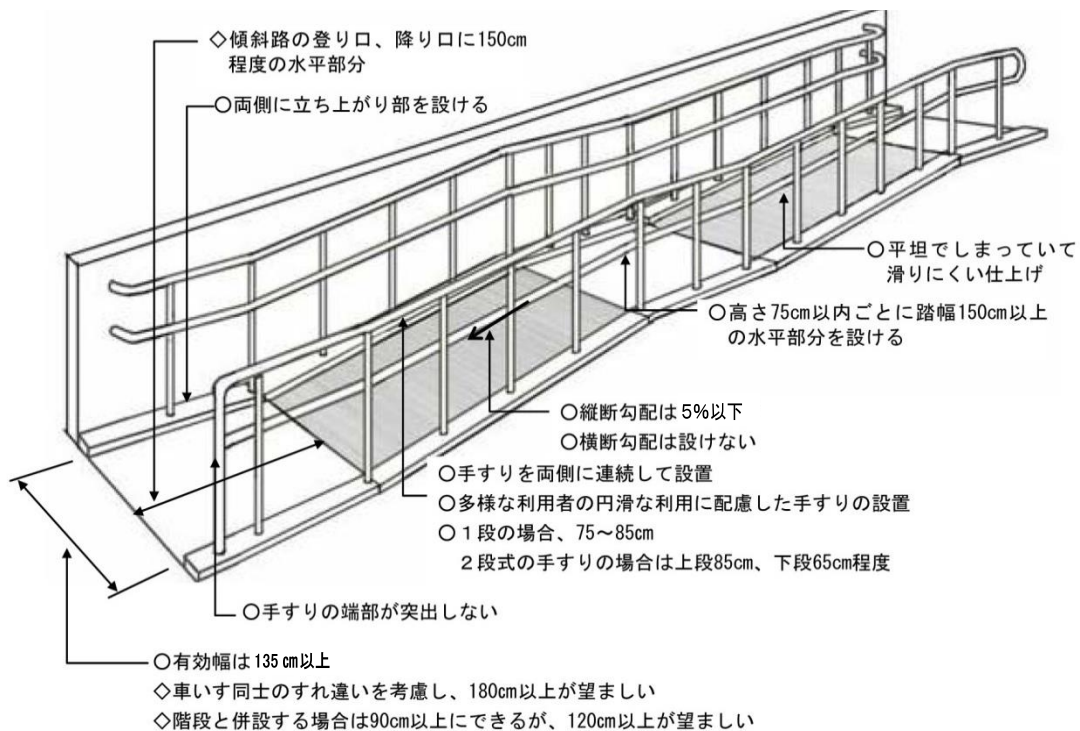
【都市公園の主な基準について】 ※「規則」及び「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」より  
便所出入口の基準

- ・便所の出入口には、車いす使用者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。

バリアフリースイールの設置基準

- ・公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上は、バリアフリースイールを設置した便所とするか、独立型バリアフリースイールとする。

傾斜路の基準



注：傾斜路については、段差の解消を目的として部分的に設置されるものであり、景観・風致等にも配慮して柔軟に対応できるように、縦断勾配は8%を上限としている。ただし、傾斜路の幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとするよう配慮することが望ましい。



15	馬車道公園	管理者	御殿場市	概算事業費	30 百万円		
敷地面積	0.19ha						
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)					
		8	9	10	11	12	13以降
バリアフリートイレの設置	1基						←
事業実施に際し配慮すべき重要事項							
<p>設備の老朽化に対し平成 27 年度に改修を行い、長寿命化と利用者への安全が確保された。</p> <p>バリアフリートイレの設置は、公園施設長寿命化計画に基づき緊急度、優先度などを考慮し、令和 13 年度以降に対応する。</p>							
事業計画図							
凡例	<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	多機能トイレ設置					



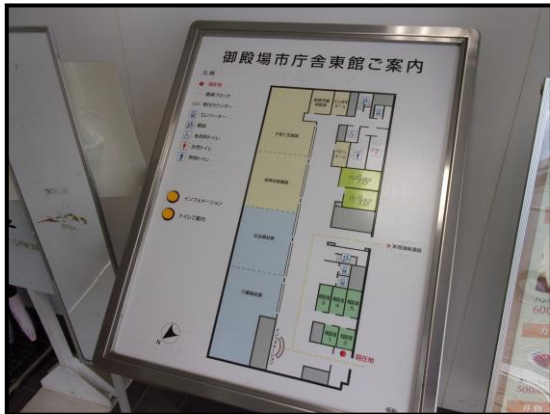
## 7. 建築物特定事業計画

建築物のバリアフリー化の実施にあたっては、基本構想に定めた整備方針に基づいて「静岡県福祉のまちづくり条例」等を遵守するとともに、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」や「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント」に留意し、事業を推進していきます。

17	御殿場市役所	管理者	御殿場市	概算事業費	—					
所在地	御殿場市萩原 483									
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)							
			済	8	9	10	11	12	13以降	
本 庁 舎	東館への連絡誘導の改善	1式	完了済							
	市民ホールにおけるサイン整備	1式	完了済							
	東館への案内サインの充足	1式	完了済							
	別棟への案内サインの充足	1式	完了済							
	障がい者等用駐車スペースの設置	2台	完了済							
	市民ホールの動線の改善	1式	完了済							
	玄関周りのスロープの改善	1式	完了済							
	聴覚障がい者の案内方法の検討	1式	完了済							
東 館 新 設	多機能トイレの設置	4箇所	完了済							
	幼児スペースや授乳室、福祉情報コーナー等の福祉サービスゾーンの設置	1箇所	完了済							
	本庁舎への案内サインの充足	必要箇所	完了済							
	障がい者等用駐車スペースの設置	2台	完了済							
	音声案内設備の設置の検討	2箇所	完了済							
	聴覚障がい者の案内方法の検討	1式	完了済							
適切な維持管理				←—————→						
事業実施に際し配慮すべき重要事項		事業完了につき、今後は適切な維持管理を実施。								

実施箇所図

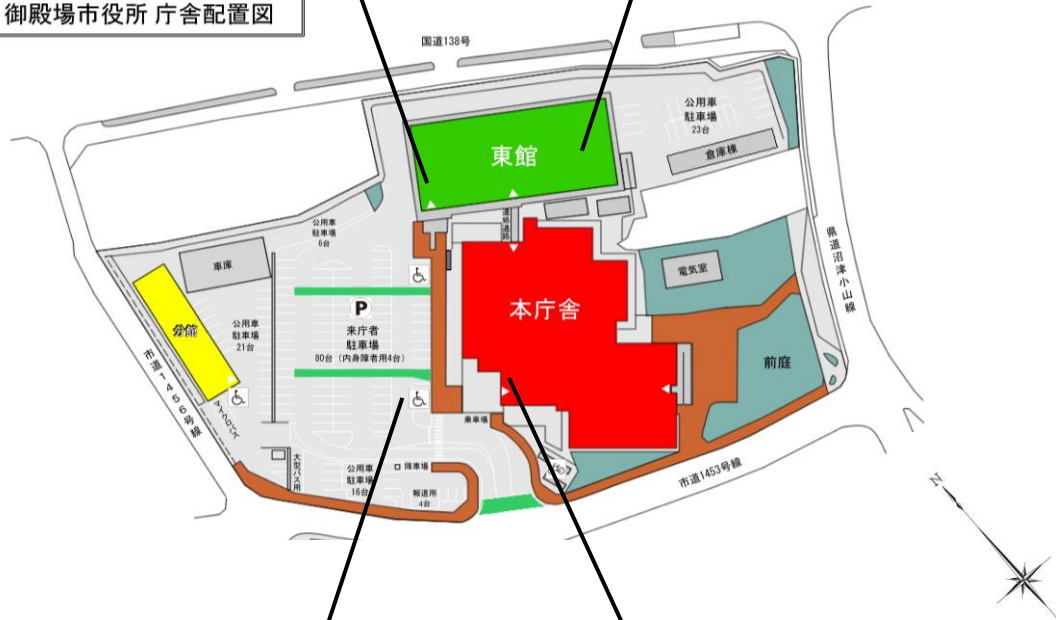
■音声案内・点字付き案内図



■多機能トイレ



御殿場市役所庁舎配置図



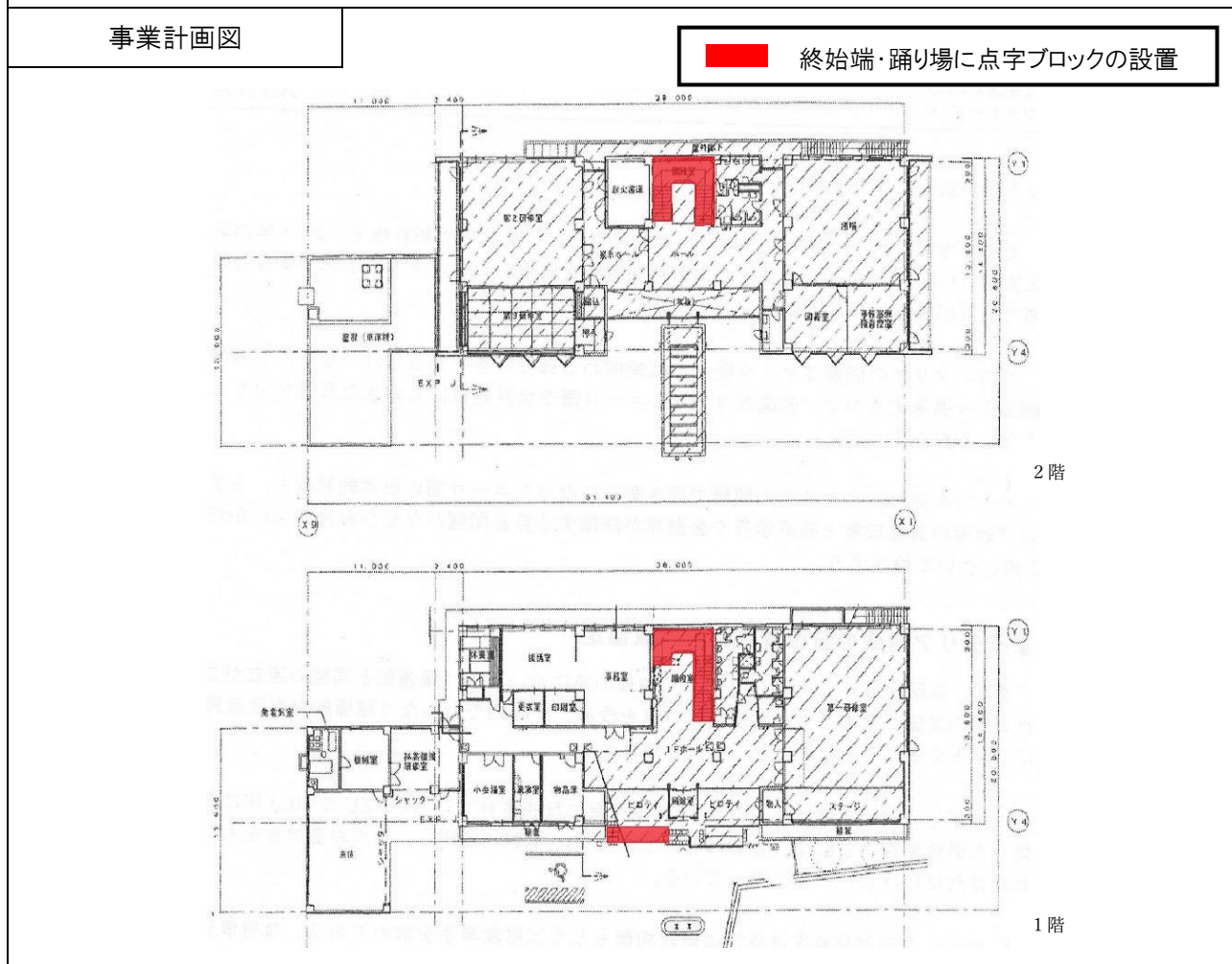
■障がい者等用駐車スペース

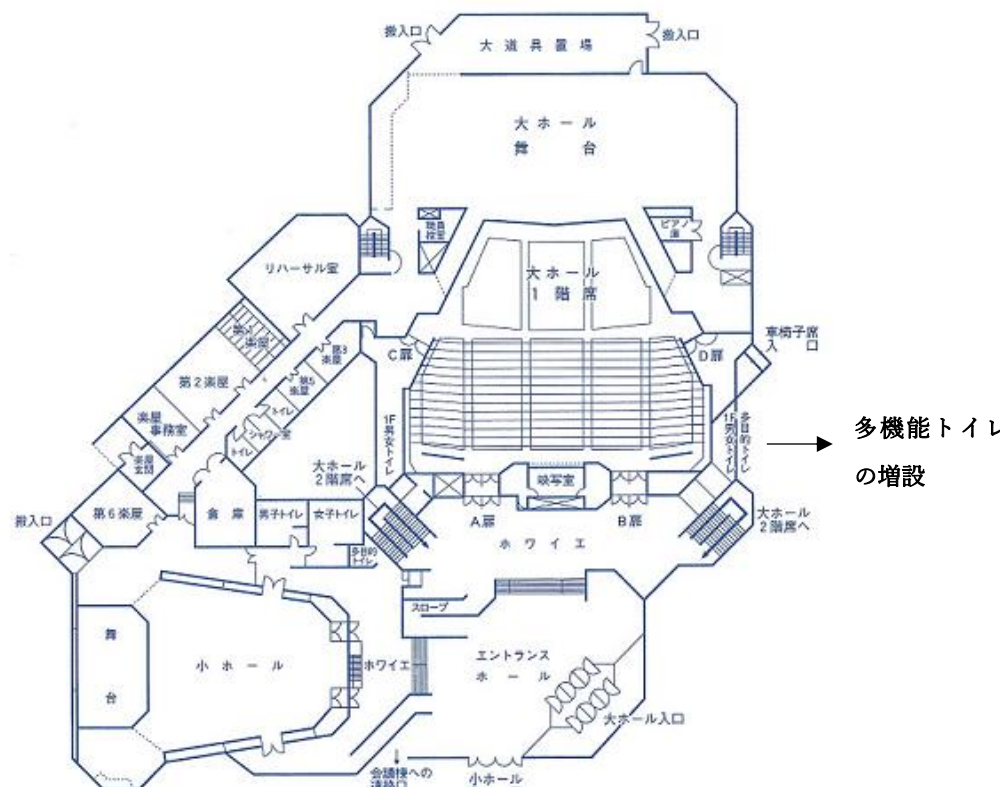


■案内サイン

※実施箇所が多数あるため代表的な箇所を掲載

18	林業会館	管理者	御殿場市	概算事業費	—			
所在地	御殿場市萩原 528-1							
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)					
			8	9	10	11	12	13以降
階段スロープ	終始端、および踊り場に点状ブロックを設置	完了済						
トイレ	水洗器具（オストメイト対応）の設置検討	検討済						
案内誘導	トイレ等、施設内の配置が分かる案内板の設置検討	検討済						
	分かりやすい（ふりがな、ピクトグラム、点字等）案内板の設置検討	検討済						
適切な維持管理			←—————→					
事業実施に際し配慮すべき重要事項		平成30、31年度に施設の改修を実施している。 事業完了につき、今後は適切な維持管理を実施。						

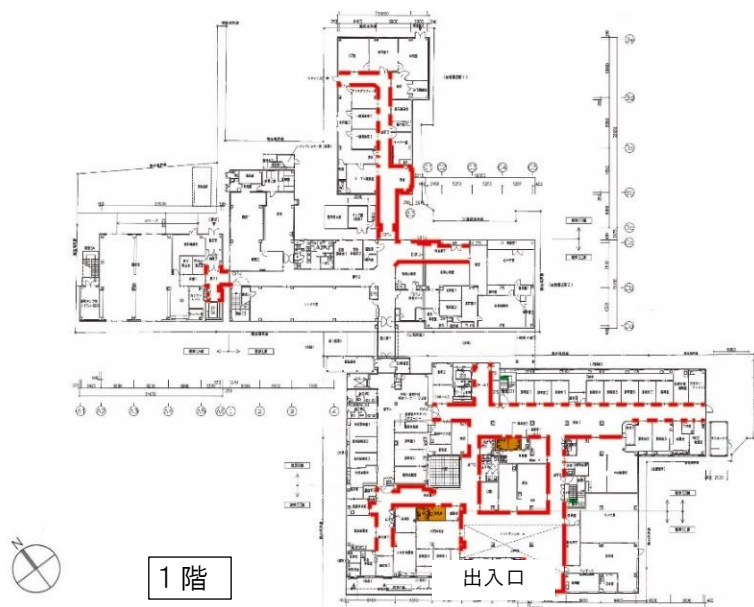


19	御殿場市民会館	管理者	御殿場市	概算事業費							
所在地	御殿場市萩原 183-1										
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)								
			8	9	10	11	12	13以降			
ホ ー ル 棟	通路	正面入口から大ホール客席までの段差の解消の検討(改築時)	必要箇所							←	
	トイレ	多機能トイレの増設の検討(改築時)	必要箇所							←	
	案内・誘導	分かりやすい(ふりがな、ピクトグラム、点字等)案内板の設置の検討(改築時)	必要箇所								←
		案内板までの経路に視覚障がい者誘導用ブロックの設置の検討(改築時)	必要箇所								←
事業実施に際し配慮すべき重要事項		改築計画と合わせて検討する。 現時点での事業費は未定。									
事業計画図		 <p>多機能トイレの増設</p>									

20	御殿場市立図書館	管理者	御殿場市	概算事業費					
所在地	御殿場市萩原580-2								
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)						
			8	9	10	11	12	13以降	
通路	車いすと歩行者がすれ違える幅の確保の検討	検討済							
階段 スロープ	終始端及び踊り場に点状ブロックの設置の検討	検討済							
	段差の認識しやすい色にする等の整備の検討	検討済							
トイレ	水洗器具(オストメイト対応)の設置	検討済							
エレベーター	障がい者対応のエレベーターの設置の検討	完了済							
案内誘導	エレベーターやトイレ等、施設内の配置が分かる案内板の設置の検討	完了済							
	分かりやすい(ふりがな、ピクトグラム、点字等)案内板の設置の検討	検討済							
駐車場	障がい者用駐車スペースの設置	完了済							
事業実施に際し配慮すべき重要事項		<p>令和8年度に移転予定の新館計画に織り込み済み。  移転後の現図書館の利用計画は未定。今後の利活用検討の中で整備内容を改めて検討する。</p>							

21	富士病院	管理者	社団法人 有隣厚生会 富士病院	概算事業費	—			
所在地	御殿場市新橋 1784							
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)						
		済	8	9	10	11	12	13以降
通路の平坦化	供用部分 全て	完了済						
通路における手すりの設置		完了済						
階段、スロープの始末端、及び踊り場への点字ブロックの設置	階段踊り場 全て	完了済						
階段、スロープにおける手すりの設置	全て	完了済						
多機能トイレの設置	8箇所	完了済						
トイレ内のベビーシートの設置	2箇所	完了済						
障がい者対応のエレベーターの設置	3台	完了済						
分かりやすい(ふりがな、ピクトグラム、点字等)案内板の設置	各階エレベーターホール・階段・正面入り口	完了済						
聴覚障がい者の窓口での呼び出し等の案内方法の検討	1箇所	完了済						
障がい者等用駐車スペースの設置	4台	完了済						
適切な維持管理			←—————→					
事業実施に際し配慮すべき重要事項		事業完了につき、適切な維持管理を実施。						

平面図



- 手すりの設置
- 多機能トイレの設置
- 点字ブロックの設置
- 総合案内板の設置

※2階～5階においてもほぼ同様の整備を実施。  
 ※2階はスロープを設置する箇所あり。

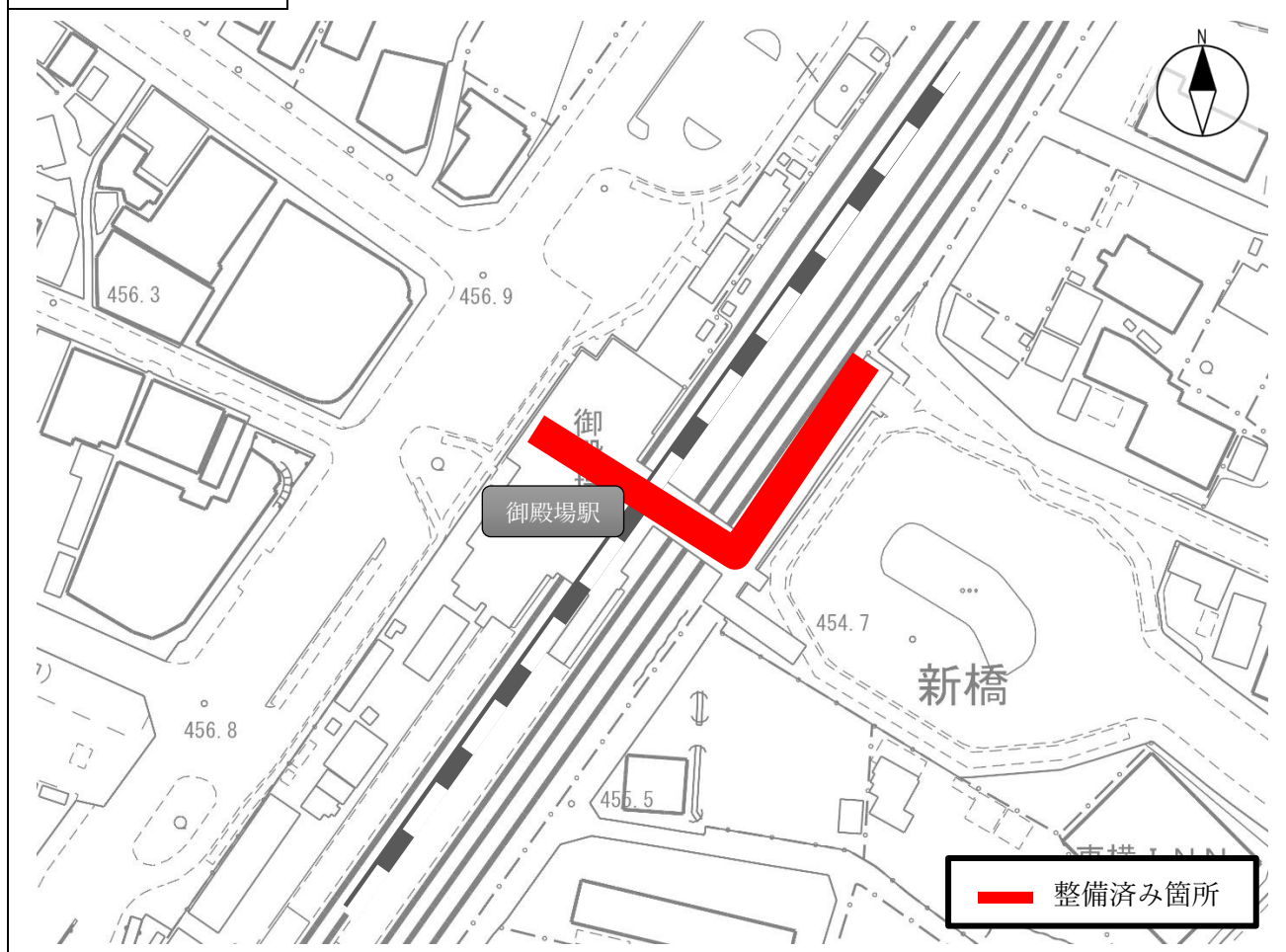
## 8. その他の事業計画


その他の事業の実施においては、移動等円滑化に関する基準や条例、基本構想に定める整備方針等にもとづいて事業を推進していきます。



22	富士山口駅前広場	面積	8000 m <sup>2</sup>	概算事業費	—		
整備区間	御殿場駅富士山口広場			管理者	御殿場市		
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)					
		8	9	10	11	12	13以降
視覚障がい者誘導用ブロックの点検・改修	必要箇所	完了済					
エレベーターの案内サインの設置	2箇所	完了済					
適切な維持管理			←—————→				
事業実施に際し配慮すべき重要事項		事業完了につき、今後は適切な維持管理を実施。					
実施箇所図							

23	御殿場駅東西自由通路(市道 2235 号線)	延長	100m	概算事業費	—			
整備区間	富士山口～箱根乙女口広場			管理者	御殿場市			
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)						
			8	9	10	11	12	13以降
視覚障がい者誘導用ブロックの点検・改修	必要箇所	完了済						
階段のバリアフリー化	必要箇所	完了済						
適切な維持管理			←—————→					
事業実施に際し配慮すべき重要事項		事業完了につき、今後は適切な維持管理を実施。						

実施箇所図



24	富士山市民のサロン けやきかん	管理者	御殿場市	概算事業費	—		
所在地	御殿場市新橋 2004-1						
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)				
			8	9	10	11	12
階段	手すりの設置	設置済					
トイレ	多機能トイレ・水洗器具(オストメイト対応)の設置	設置済					
エレベーター	障がい者対応のエレベーターの設置	設置済					
案内・誘導	エレベーターやトイレ等、施設内の配置が分かる案内板の設置	設置済					
駐車場	障がい者用駐車スペースの設置	設置済					
適切な維持管理							
事業実施に際し配慮すべき重要事項							
令和4年開館。適切な維持管理を実施。							

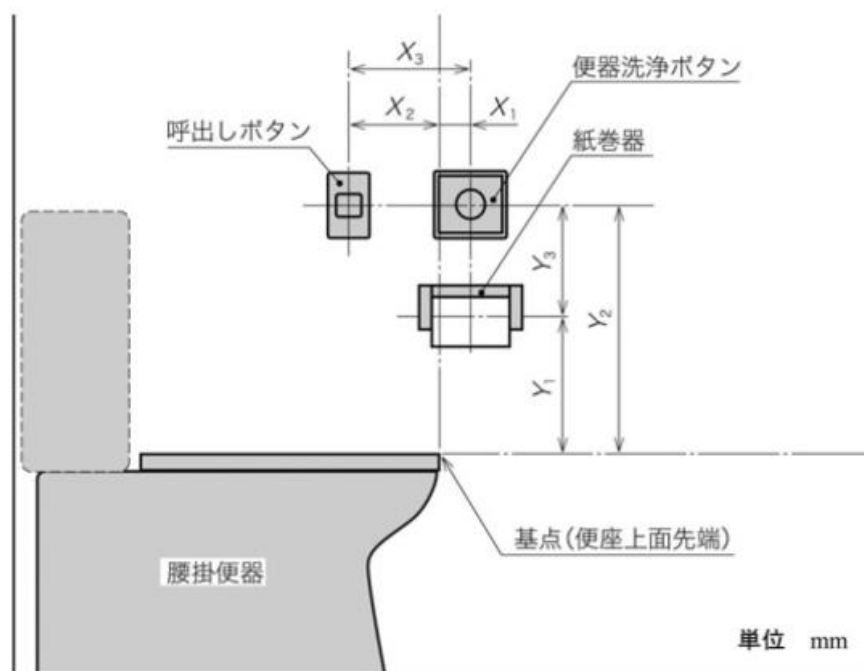
生活関連経路(特定事業が定められた道路以外)			管理者	御殿場市				
整備内容		実施予定期間(令和/年度)						
		事業量	8	9	10	11	12	13以降
歩道整備や視覚障がい者用誘導ブロック設置、一方通行化等による交通規制等の検討		必要箇所						
積雪時の転倒を防止するため、凍結防止剤の散布等のメンテナンス強化に努めます。		必要箇所						
事業実施に際し配慮すべき重要事項								
特定事業が定められていない生活関連経路についても、関連する事業計画と連携した整備を検討。								

## 9. トイレ設備の配置について

御殿場市バリアフリー基本構想協議会における視覚障がい者のトイレ利用に関する意見として、「ペーパーホルダーや、便器洗浄ボタン、非常用連絡ボタンの位置を統一すると利用しやすい」との意見がありました。トイレに関して国が定める移動等円滑化基準では、車いす使用者用便房の数や入口の幅等の基準が定められていますが、個々の設備の設置位置に関する基準はありません。

したがって、トイレの設備配置は、JIS規格に従うとともに、国土交通省が作成する「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準 2. 7 便所・洗面所」の設計標準の考え方を参考に、誰もが利用しやすいトイレの整備を推進します。

### 紙巻器及び便器洗浄ボタン、呼出しボタンの配置（JIS規格）



器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X <sub>1</sub> ：便器前方へ 約 0～100	Y <sub>1</sub> ：便器上方へ 約 150～400	—
便器洗浄ボタン		Y <sub>2</sub> ：便器上方へ 約 400～550	Y <sub>3</sub> ：約 100～200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X <sub>2</sub> ：便器後方へ 約 100～200		X <sub>3</sub> ：約 200～300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

- JIS S 0026（高齢者・障害者配慮設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）都市公園の移動等円滑化ガイドラインより

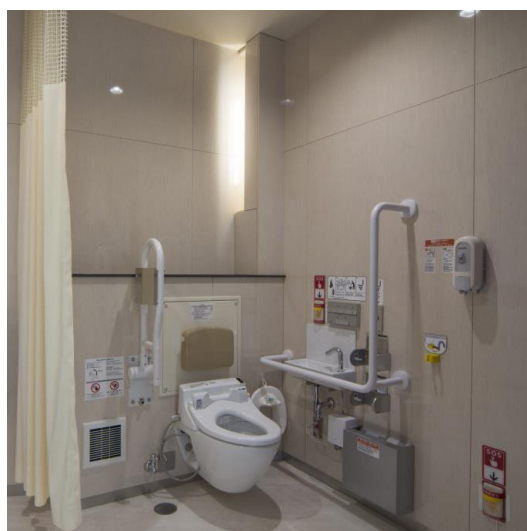
## 【参考】東名高速道路 駒門パーキングエリア（下り）のトイレ

同トイレを管理・運営している NEXCO 中日本では、東・中・西日本の各高速道路会社の研究・技術開発を行っている高速道路総合技術研究所（NEXCO 総研）が作成した標準的な仕様書に基づきトイレを整備しているため、駒門パーキングエリアだけでなく、全国どこのサービスエリア・パーキングエリアを利用しても基本的には同じ仕様となっています。

更に NEXCO 中日本では、トイレの研究が進んでおり、意匠設計に長けた専門家や学識経験者を含むワーキンググループを結成し、これまでの知見やお客さまの要望をまとめたモデルルームを作り、使い勝手などの実地検証を行いました。

また、新東名高速道路の開通に伴って新しくオープンしたサービスエリア・パーキングエリアにおいては、これらの技術を踏襲した他、プレミアム感のあるデザインを採用したトイレが話題になっており、駒門パーキングエリア（下り）においても踏襲しております。

なお、NEXCO 中日本が管理、運営するトイレの「紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの配置及び設置寸法」は、JIS 規格によるものとなっています。



※NEXCO 中日本では、比較的規模の大きなトイレ施設については、紙巻器、洗浄ボタン等の設備を左側に配置した個室、右側に配置した個室の両方を設置しており、誰もが使いやすいトイレにするよう配慮しています。

## 10. 特定事業計画の推進

特定事業計画策定後は、事業の実施において、整備方針に沿ったバリアフリー化が実施されているか、予定期間内に実施されているか等の実施状況を把握するため、定期的に事業の進捗状況の調査を行います。

事業の進捗状況は、基本構想策定課が「進行管理シート」により管理を行い、関係事業者との密接な連携・調整を図ることで、特定事業の適切な実施を推進します。

また、進行管理シートの運用とともに、基本構想協議会を通じて、特定事業計画や基本構想の見直し・更新を図り、より有意義で効果的なバリアフリー化の実践を進めていきます。

バリアフリー特定事業計画 進行管理シート

令和9年 3月31日 現在の事業実施状況

路線名	市道××〇〇線	延長	400m	概算事業費				1000百万円	備考	
				御殿場市						
整備区間	■交差点～▲交差点	管理者	実施予定期間(令和/年度)						現時点の整備状況	
整備内容	事業量	8	9	10	11	12	13以降			
道路構造の改良										
	波打ち歩道の解消	50m	↑						◎	(未着手で計画よりも事業実施が遅れている場合は、未着手の理由と実施予定時期を記入)
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良										
	誘導ブロックの連続敷設	400m	↕						○	
その他										
	無電柱化	400m	↕						△	支障埋設物の移設に時間を要したため
事業実施に際し配慮すべき重要事項										
<p>【現時点での整備状況 凡例】</p> <p>◎:完了</p> <p>○:実施中</p> <p>△:未着手(計画よりも事業実施が遅れている場合は、未着手の理由と実施見込み(予定時期)について記入すること。)</p>										

**御殿場市役所都市建設部都市計画課**

---

〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地  
TEL : 0550-82-4240  
FAX : 0550-82-4232  
E-mail : keikaku@city.gotemba.lg.jp